

## 佐世保市建設工事総合評価落札方式（簡易型）試行要綱

### （趣旨）

第1条 この要綱は、佐世保市が発注する建設工事の入札を総合評価落札方式（簡易型）による一般競争入札によって実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。

### （定義）

第2条 この要綱において、総合評価落札方式（簡易型）とは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2の規定に基づき、価格その他の技術的な要素を総合的に評価し、本市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式をいう。

### （対象工事）

第3条 総合評価落札方式（簡易型）により入札を行う工事は、次に掲げる事項のいずれかに該当するものとする。

- (1) 入札者の施工計画、施工能力並びに社会性及び信頼性と入札価格を一体として評価することが妥当と認められる工事
- (2) 施工能力並びに社会性及び信頼性と入札価格を一体として評価することが妥当と認められる工事
- (3) 前2号に掲げるもののほか、総合評価落札方式（簡易型）により入札を行うことが適当と認められる工事

### （学識経験を有する者の意見の聴取）

第4条 総合評価落札方式（簡易型）による入札を実施しようとするときは、あらかじめ2人以上の学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）から意見を聴かなければならない。

### （技術評価の基準）

第5条 技術評価の基準は、次のとおりとする。

- (1) 評価項目は、工事の目的及び内容により必要となる技術的要件等に応じて設定するものとする。
- (2) 得点配分は、評価項目ごとにその必要度及び重要度に応じて定めるものとする。

### （総合評価の方法）

第6条 総合評価は、標準点（100点）に技術評価における評価項目ごとの得点の合計点である加算点を加えたもの（以下「技術評価点」という。）を当該入札者の入札価格で除す方式で得られた評価値（評価値＝技術評価点（＝標準点＋加算点）／入札価格）をもって行うものとする。

### （入札公告等）

第7条 総合評価落札方式（簡易型）による入札を実施しようとするときは、佐世保市財務規則（昭和44年規則第9号）第161条に規定する事項に加え、次に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) 総合評価落札方式（簡易型）により実施する入札であること。
- (2) 総合評価技術資料の内容及び提出に関する事項

- (3) 総合評価に関する評価項目及び評価基準
- (4) 落札者の決定方法
- (5) その他総合評価に関する事項  
(総合評価技術資料等の提出)

第8条 総合評価落札方式（簡易型）による入札の参加者は、入札参加資格申請書及び総合評価技術資料を提出しなければならない。

- 2 総合評価技術資料の作成等に要する費用は、入札参加者の負担とする。
- 3 総合評価技術資料の提出期限経過後は、訂正及び差し替えは認めないものとする。
- 4 提出された資料は返却しないものとする。

(総合評価技術資料の審査)

第9条 総合評価技術資料の審査は、必要に応じ学識経験者の意見を聴取したうえで、佐世保市競争入札業者選定等審査委員会（以下「委員会」という。）において行うものとする。

(開札)

第10条 入札執行者は、開札後に当該入札が保留である旨を宣言し、次に掲げる事項を告げて入札を終了する。

- (1) 予定価格及び最低制限価格の範囲内の者について総合評価を実施すること。
- (2) 落札者は、委員会の審査後に決定すること。

(落札者の決定方法)

第11条 落札者は、入札価格が予定価格の制限の範囲内の価格であり、かつ、最低制限価格以上の価格である入札者のうち、評価値の最も高い者を選定する方法により決定する。ただし、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定するものとする。

(入札結果の公表)

第12条 前条の規定により落札者が決定したときは、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 落札者
- (2) 落札者を決定した理由
- (3) 入札参加者の評価結果

(落札者として選定されなかった理由の説明)

第13条 落札者として選定されなかった者は、落札者決定の公表を行った日の翌日から起算して5日以内（佐世保市の休日を定める条例（平成2年条例第22号）の市の休日を含まない。以下同じ。）に、書面により、落札者として選定されなかった理由について、説明を求めることができる。

- 2 市長は、落札者として選定されなかった理由について説明を求められたときは、説明を求めることができる期間の末日の翌日から起算して5日以内に、書面により、回答するものとする。

(秘密の保持)

第14条 この要綱に基づき入札参加者から提出された資料等は、総合評価に関する審査結果を除き、公表しないものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、総合評価落札方式（簡易型）の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年8月1日から施行する。